
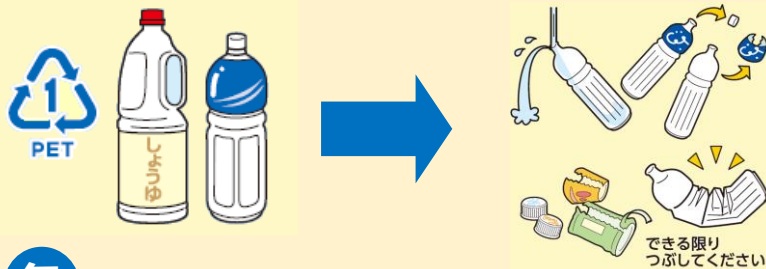


リサイクル資源を一部受け入れます


事業所の再資源化の取組みを支援するため、以下のリサイクル資源を受け入れます。実際の搬入については、排出事業者が直接行うことになります。その際は、受け入れ基準等を遵守してください。

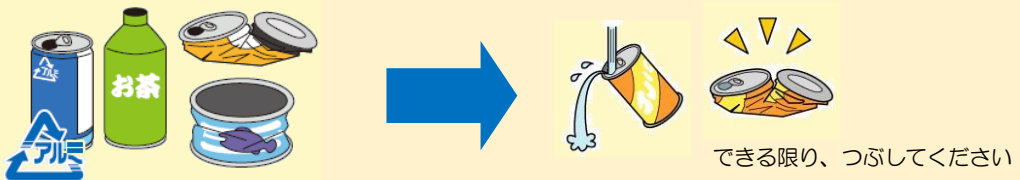
ペットボトル

飲料用、酒類用、調味料用などのペットボトルで、ラベルに  PET マークの表示があるもの



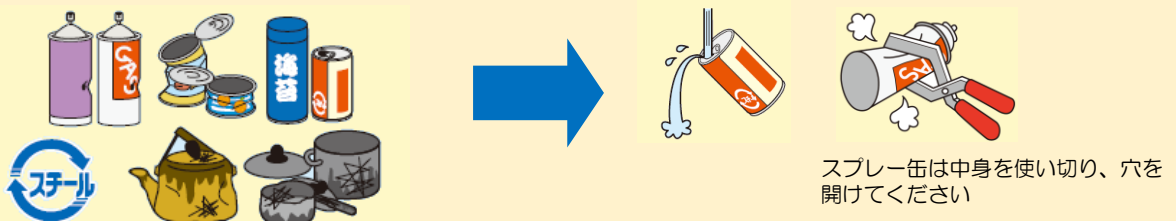
アルミ缶

飲料用、食用のアルミ缶、アルミボトル缶などで、 アルミ マークの表示があるもの



スチール缶・小物の鉄類

スチール缶（アルミ製のふたを含む）及び小物の鉄類（なべ、やかん、フライパン、スプレー缶など一斗缶サイズまでの金属製容器類）

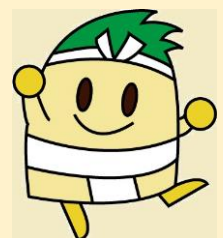


受付時間

月曜日から金曜日（祝休日、年末年始を除く）
午前8時30分から午後5時15分まで

受付場所

稲沢市環境センター事務棟



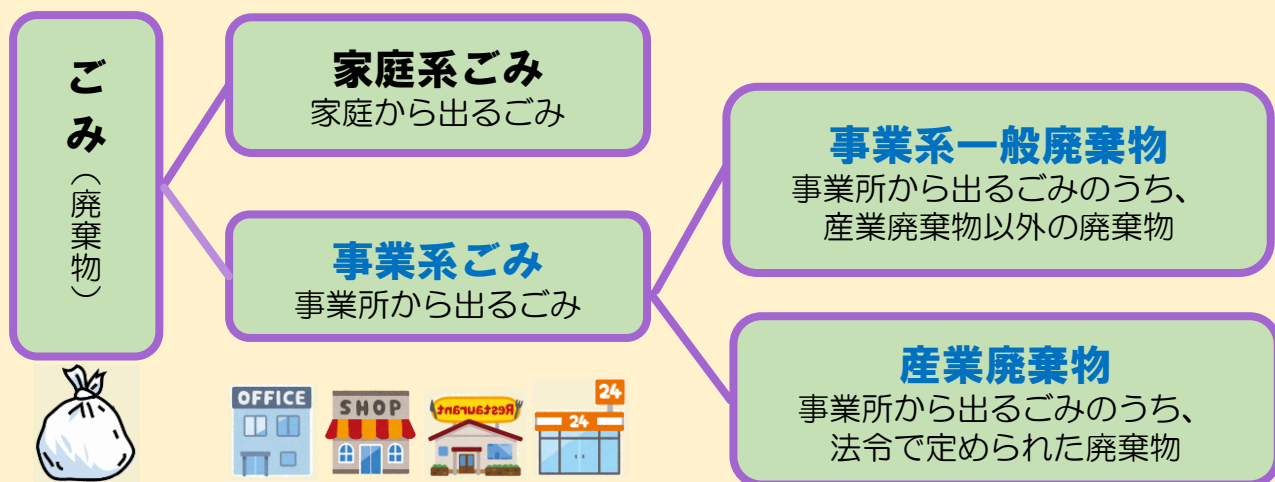
※1回の持込みにつき、45リットルのごみ袋5袋程度までとします

事業所から出るごみは 適正に処理していますか？



事業所から出る廃棄物には、一般廃棄物と産業廃棄物があります

ごみには、家庭から出る家庭系ごみと事業所から出る事業系ごみ（事業者自らの責任において適正に処理しなければならない）があり、事業系ごみには**事業系一般廃棄物**と**産業廃棄物**があります。



事業系ごみ

会社やお店から出るごみは、**事業系ごみ**です。**事業系ごみ**は、一般家庭以外から出るごみをいい、事務所から出るごみだけでなく、個人事業主・飲食店・工場・農業・病院・NPO法人等事業に伴って出るごみも該当します。



事業系ごみは、少量であっても 家庭系ごみの集積場所へは出せません！

事業系ごみを家庭系ごみの集積場所に出すと**不法投棄(法令違反)**になります。



事業所から出るごみは、事業者の顔です
事業系ごみの正しい分別・リサイクルに協力をお願いしますっピー！

問合先

【事業系一般廃棄物のご相談】

- ▶ 分け方・出し方について …稲沢市経済環境部資源対策課 0587-36-0135
- ▶ 環境センターへの搬入について…稲沢市経済環境部環境施設課 0587-36-4357

【産業廃棄物の処理先のご案内】

一般社団法人 愛知県産業資源循環協会 電話 052-332-0346